

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号。以下「条例」という。)の規定に基づき、第1号会計年度任用職員および第2号会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与を決定する場合の基準および給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(新たに第2号会計年度任用職員となった者の職務の級)

第3条 条例第4条第2項ただし書の規定により、新たに第2号会計年度任用職員となった者の職務の級を1級より上位の級とする場合の職務の級は、その職務の特殊性または複雑、困難および責任の程度を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 条例第4条第3項ただし書の規定により、新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給を最低の号給より上位とする場合の号給は、職務の内容および責任、職務遂行上必要となる知識および技術、職務経験等の要素を考慮して決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2号会計年度任用職員を採用する場合において、常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)および他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給を超えることはできない。

(給料の支給)

第5条 条例第6条第2項の給料の支給日は、その月の21日(その月の21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い同条に規定する休日、日曜日または土曜日でない日)とする。ただし、管理者は、特別の必要があると認めるときは、別に給料の支給日を指定するものとする。

2 給料の支給日後において新たに第2号会計年度任用職員となった者および給料の支給日前に離職し、または死亡した第2号会計年度任用職員の給料は、日割計算によってその際に支給するものとする。

(通勤手当)

第6条 条例第11条の2に規定する通勤手当を支給される第2号会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、常勤職員の例による。

(超過勤務手当の支給)

第7条 条例第14条に規定する超過勤務手当の支給については、常勤職員の例による。

(超過勤務手当の割合等)

第8条 条例第14条第1項の規則で定める割合、同条第3項の規則で定める時間および規則で定める割合ならびに同条第4項の規則で定めるものについては、常勤職員の例による。

(期末手当)

第9条 条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当を支給される会計年度任用職員(任用期間が6月以上である第2号会計年度任用職員および条例第23条の4第7項の規定により期末手当の支給を受ける第1号会計年度任用職員(条例第17条第7項ただし書および条例第23条の4第8項の規定により任用期間が6月以上であるとみなす者を含む。以下これらの者を「特定会計年度任用職員」という。))の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給および一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第17条第2項に規定する在職期間は、特定会計年度任用職員として在職した期間とする。

(令6規則4・一部改正)

(勤勉手当)

第9条の2 条例第18条に規定する勤勉手当を支給される会計年度任用職員(任用期間が6月以上である第2号会計年度任用職員および条例第23条の4第7項の規定により勤勉手当の支給を受ける第1号会計年度任用職員(第18条第6項ただし書および条例第23条の4第8項の規定により任用期間が6月以上であるとみなす者を含む。))の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給および一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則(昭和44年鯖江・丹生消防組合規則第5号。以下「給与規則」という。)第20条第3項に規定する勤務時間は、前項の勤勉手当を支給される会計年度任用職員として勤務した期間とする。

(令6規則4・追加)

(第2号会計年度任用職員の給与の支払)

第10条 第2号会計年度任用職員の給与の支払については、給与規則第4条第2項の規定を準用する。

(令6規則4・一部改正)

(第1号会計年度任用職員の基本報酬)

- 第11条 条例第23条の4第2項に規定する規則で定めるところにより算定した報酬の額は、第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料の月額(以下この項において「基礎額」という。)を基礎とし、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額により支給する場合 基礎額に、鯖江・丹生消防職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第18条の規定により第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
 - (2) 日額により支給する場合 基礎額を21で除して得た額に、勤務時間条例第18条の規定により第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額
 - (3) 時間額により支給する場合 基礎額を162.75で除して得た額
- 2 条例第23条の4第2項に規定する基本報酬の額は、前項各号の規定によりそれぞれ算出した額に関して、月額により支給する場合は100円未満を、日額および時間額により支給する場合は10円未満をそれぞれ四捨五入して得た額とする。
- 3 基本報酬の支給については、条例第6条の規定を準用する。ただし、日額の基本報酬については月の初日から末日までの期間における勤務日数により計算した総額を、時間額の基本報酬については月の初日から末日までの期間における勤務時間により計算した総額をそれぞれ翌月21日までに支給する。
(超過勤務手当に相当する報酬の額等)
- 第12条 第1号会計年度任用職員に支給する超過勤務手当に相当する報酬の額は、条例第14条の規定を準用して算定する。
- 2 超過勤務手当に相当する報酬の支給については、給与規則第16条の5の規定を準用する。
(勤務1時間当たりの報酬額の算出)
- 第13条 第1号会計年度任用職員の勤務時間1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額により基本報酬を支給する場合 第11条第1項および第2項の規定により月額で算定した基本報酬の額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第18条の規定により第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
 - (2) 日額により基本報酬を支給する場合 第11条第1項および第2項の規定により日額で算定した基本報酬の額を勤務時間条例第18条の規定により第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
 - (3) 時間額により基本報酬を支給する場合 第11条第1項および第2項の規定により時間額で算定した基本報酬の額
(端数計算)
- 第14条 第12条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額および前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
(報酬の減額)
- 第15条 第1号会計年度任用職員に支給する報酬の減額については、条例第24条の規定を準用する。
(期末手当および勤勉手当)
- 第16条 条例第23条の4第7項の規則で定めるものは、条例第23条の4第3項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員(任命権者が管理者と協議して定めるものを除く。)以外の第1号会計年度任用職員であって、当該第1号会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上の者とする。
- 2 条例第23条の4第7項の規則で定める期末手当基礎額および勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額により基本報酬を支給する場合 基準日現在(退職し、または死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、または死亡した日現在)においてその者が受けるべき基本報酬の額
 - (2) 日額または時間額により基本報酬を支給する場合 基準日(退職し、または死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、または死亡した日)以前6月以内の在職期間における1月当たりの平均額
- 3 前項の規定により難しい場合は、あらかじめ任命権者が管理者と協議して期末手当基礎額および勤勉手当基礎額を定めるものとする。
(令6規則4・一部改正)
(第1号会計年度任用職員の給与の支払)
- 第17条 第1号会計年度任用職員の給与の支払については、第2号会計年度任用職員の例による。
(休職者の給与)
- 第18条 会計年度任用職員が休職にされた場合(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。)の給与は、支給しない。
(委任)

第19条 前条までの規定に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給等に関し、この規則に定めのない事項については、常勤職員との均衡を考慮して管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。